

文化政策としての「国民文芸会」の活動

木村 敦夫

未曾有の騒擾事件である米騒動(1918年)の翌年、文学者、政治家、官僚などからなる「国民文芸会」という組織が結成される。現在では忘れ去られ、その名を耳にする機会すらなくなってしまった組織であるが、本論考は、政府関連機関ではなかったその国民文芸会の文化政策提案組織としての性質に焦点を当てて論じる。

「大衆」の時代

第一次世界大戦のさなか、1917年3月にロシアで国家が覆される大事件が起きた。同年11月、レーニン(1870-1924)率いるボリシェヴィキは力づくで社会主義革命(10月革命)を起こし、ロシアは社会主義国家に生まれ変わる。実態は、ロシア共産党の赤軍が反対勢力を暴力的に押しつけたに過ぎなかった。だが、レーニン一派が労働者と農民の団結によって政権を奪取し政府を樹立したことを強調したことによって、この事件は「大衆」が歴史の表舞台に登場したことを声高に告げることになった。

第一次世界大戦終結後のヴェルサイユ講和条約によって、1919年には民族自決主義の理念に基づいて、ヨーロッパに独立国が生まれて、「大衆」の時代が到来したことを印象づけた。日本にあっては、この動きの胎動は、その10年以上前に始まっていた。1905年・明治38年9月、日露戦争終結後、ロシアから賠償金を獲得できなかったことに激昂した人々が、内務大臣官邸や講和賛成を表明していた国民新聞社を襲撃し、警官隊や軍隊と衝突した。東京に戒厳令が敷かれるほどの大事件となったこの騒擾は3日の間続き、参加した民衆は数万人とも7、8万人とも報じられている。世に言う、日比谷焼打ち事件である。

この騒擾事件の原因は、「あれだけの犠牲を押しつけられて、やっとの思いで勝利を手にしたというのに、賠償金も取れないのか」という感情的な不満だけではない。日露戦時から戦後にかけては、増税が相次いだ時代だった。1905年・明治38年1月に「非常特別税法」が戦時時限立法として実施されたが、戦争終結後も延長実施された。一般大衆の日常生活に直結する過酷な増税政策も、一般大衆を騒擾へと駆り立てた原因の一つであった。この後も、都市にあってたびたび騒擾事件が見受けられ、1918年・大正7年の米騒動に至るまで頻繁に起きているが、それは、社会状況が好転していないことの反映でもあった。

このような事情を背景として起きたのが、米騒動であった。米価の異常な高騰¹が原因となって全国規模で展開したこの一大騒擾事件は、解決までに2ヵ月あまりを要し、時の政府、寺内正毅（1852-1919）内閣は総辞職してその責任をとった。「大衆」の力が内閣を総辞職にまで追い込んだのである。政府はこれ以降、「大衆」という一大勢力とどう向き合い、それをどう治めていくかということを真剣に考え始めたことであろう。総辞職した寺内内閣を継いで誕生したのが原敬（1856-1921）内閣である。

「国民文芸会」の誕生

原内閣が誕生してから半年ほどたった1919年・大正8年に「国民文芸会」という組織が誕生する。この会には「劇友会」という前身があって、そのメンバーには、里見淳(1888-1983)、田中純（1890-1966）、久米正雄（1891-1952）、小山内薫（1881-1928）、吉井勇（1886-1960）、長田秀雄（1885-1949）、久保田万太郎（1889-1963）、岡鬼太郎（1872-1943）らの文学者と、医学博士・伊丹繁、外交官・小村欣一侯爵（小村寿太郎の長男、貴族院議員）、鈴木商店²関東総支配人・長崎英造が加わっていた。異色の取り合わせだが、この「劇友会」は、小村侯爵のプライベートな人脈に連なる人士の集まりだったのであろう。この「劇友会」を母胎として「国民文芸会」が生まれるのである。

その国民文芸会の発起人に名前を連ねるのは、上の「劇友会」のメンバー11人に、神奈川内務部長（前警視庁官房主事）・大島直道、東京地方裁判所部長判事・三宅正太郎、玄文社（月刊誌『新演芸』³発行元の出版社）の結城礼一郎という新たな顔ぶれの3人である。さらに相談役に現役の内務大臣、床次竹次郎（1866/67-1935）^{とこなみ}がついた。床次は原敬内閣（1918-21）、高橋是清内閣（1921-22）で内務大臣を務めた実力者である。現行政治制度下において存在しない「内務省」とは、明治以降、政府の最高権力を握っていた中央行政官庁であり、地方行政・土木・勸業・警察・治安一般といった内務行政全般を司った。言論思想を取り締まり、労働運動の弾圧を任とした。その「長」であった事実から床次の政界における力のほどが知れるとともに、彼が原敬、高橋是清（1854-1936）たち最高権力者にどれほど信頼されていたかも分かるであろう。前述の文学者たちとこのような「取り締まり・弾圧」をこととする内務省の長が同じグループに属していることに、だれしも言いしれぬ違和感を覚えたことであろう。会員としては、有力閣僚の名前があり、また正宗白鳥（1879-1962）らの文学者のほかに新聞社社長、実業家、労働問題研究家、各政党有志、軍人、その他様々の分野で活躍中の人々が名を列ねていた。錚々たるメンバーからなる会員の数は220人を超えた。

親密な討論グループにすぎない「劇友会」であれば、

仮に2、3の文学好き芝居好きの官吏とか代議士とかが<…>3、4の文芸方面の青年

と接近するとする。一種の社交クラブのようなものを組織して、そこで時々そういう官吏や代議士や文芸方面の人たちが食卓をともにしたり雑談をし合ったりする。〈…〉

これを官吏とか代議士とかいう人たち、いわゆる政治家と称せられる人たちの方から見れば、〈…〉文芸方面の人々と接近するということが、いかにも官僚臭くなくて、平民的で、リベラルな教養がありそうで、新時代的に上品に見られる。またこれを文芸方面の人々の側からすると、〈…〉自分らがただ文芸の分野にのみ閉じこもっているものでなく、広く政治上社会上の問題についてもそれらの部面の人々と談話を交換しうるだけの興味と余裕とを有しているということを示すわけにもなるのである。

(片上 伸、^{のぶる}「官吏、政治家、及び文芸家」、『我等』1919年6月1日号、pp. 28-29) ⁴

という捉え方も成り立ちうるであろう。たしかに、官僚や政治家という政府の実権を握っている人たちと芸術家たちとの交わりを、あくまでプライベートなレベルのものとして見ることもできるであろう。現に、劇友会は、何度か会合をもったが具体的な提言や情報発信といったような実質的な活動は行った形跡がない。

彼らの交際には、きな臭さは感じられず、彼らはリベラルさ、デモクラティックさ、ファッションブルさを身にまとうための手段として集まっているのであり、この種の皮相な交際を互いに利用し合っているだけである。「劇友会」なる演劇革新を目指しているというグループには、このような、浅薄だがゆったりとした牧歌的な雰囲気を感じられる。

「国民文芸会」と「民力涵養運動」

だが、その「劇友会」から発展して生まれた「国民文芸会」となると、様相は一変する。劇友会に感じられた牧歌的な匂いは一掃される。「国民文芸会」の発起人に再び目を戻してみよう。「劇友会」グループ11人に神奈川内務部長（にして前警視庁官房主事）・大島直道、東京地方裁判所部長判事・三宅正太郎、月刊誌『新演芸』主幹の結城礼一郎の3人が加わったのであった。大島直道は、内務省の地方行政版といえる神奈川内務部に勤務している高官だが、前職は警視庁官房主事で、警視庁事務方の実質的なトップを務めていた警察エリート官僚であった。三宅正太郎は、東京地方裁判所の高官である。結城は、雑誌『新演芸』を通してのプラクティカルな広報活動がその役どころでもあったものか。警察の息のかかった内務系官僚と司法官僚が発起人という重要な役どころに顔を出したということになる。会員には、原敬内閣の閣僚がずらりと顔を揃えているのみならず、極めつけは、原の懐刀・床次竹次郎^{とこなみ}内務大臣の相談役就任である。既述の通り、内務省は国家の内務行政全般を司るのであるが、警察を配下に置き、治安維持に目配りをする、「取り締まり・弾圧」をこととする国家機関である。その長、床次と新進の文学者たち（年長の岡鬼太郎と小山内薫を除けば、残りの6人

の文学者たちは国民文芸会結成当時28歳～34歳の若さであった)との組み合わせは、いかにも唐突な感じがするし、不自然でもあった。

会のシンボリック的存在でもあった小村欣一は、会結成の趣旨を次のように語っている。

文芸の振興によって国民の思想生活に、堅実と弾力を与えたい。演劇は社会的影響が最も広く深いからさしあたりこの方面の刷新に手を染めることとした。将来は他の文学芸術に及ぶ考である。いったい社会改良の如きは、内務行政といった単純な仕事ではできない、情操陶冶の機関の完備が最も大切であるが、政治と文芸が相提携してやるという機運が生まれてきたことはまことに喜ばしい。今後、才能ある作劇家俳優の奨励養成、優れた脚本の推薦、児童ならびに労働者に適当な演劇の上演など、演劇刷新の一事でもなかなかなことである。

(『時事新報』、大正8年(1919年)4月20日)

官僚らしい硬い口ぶりであるが、「文学・芸術を活気づけることによって、国民の思想を揺るぎなく、柔軟なものにしたい。文芸のさまざまジャンルのうちで、演劇が社会的な影響力が最も強いから、演劇の刷新から始める」ということである。小村は演劇の革新(刷新)をしたいと言っているわけではない。文芸振興・演劇革新は、あくまでも「国民の思想生活に、堅実と弾力を与え」るための手段なのだ、とはっきり述べている。彼は、「国民の思想生活」の現状は、「堅実と弾力」に欠けていると認識しているのである。彼の念頭には、米騒動をピークとするこの時期の「大衆」パワーの爆発があるものと思われる。国民＝一般大衆の思想生活は、力によって政府へ異議申し立てをするような、かたくなきに毒されているので、それを柔軟なものにし、国家経営にとってしっかりと揺るぎないものになりたい、と読み取れるのではないか。「社会の改良」とは、騒擾事件などの頻発しない治安の安定した社会にする、ということであろう。治安を安定させるのは、まさに、内務省管轄の仕事である。「社会改良の如きは、内務行政といった単純な仕事ではできない」とは、治安を安定させることが必要だが、今までのような警察権力を用いての力づくでの押さえつけでは無理だと言っているのである。「情操陶冶」という言葉を小村はつい使ってしまったのだろうが、何ともすさまじい表現である。「陶冶」とは「円満完全になるよう、鍛え育て上げる」ことである。国民の情操を陶冶するとは、国民を統治しやすいように鍛え上げ、丸く穏やかなものに育成したい、ということの意味する。

ところで、小村の上の発言に現れている「国民の思想生活に、堅実と弾力を与え」とか「社会改良」とか「情操陶冶」という文言の背後には、同時期の、ある政策の存在が強く感じられる。床次内務大臣が主導した「民力涵養運動」である。この、耳慣れない「民力涵養運動」とは、1919年・大正8年3月、床次内務大臣が各府県知事に発した訓令がもととなっ

て始められた、民心安定などを骨子とする国家経営政策のことである。雑多な要素が入り混じっていたが、国民に向けて、健全な国家観念を養成すること、公共心を育て自己犠牲の精神を植えつけること、世界の大勢に順応すべく修養すること、互いによく話し合い流言蜚語の類に惑われないこと、勤勉に努め生活を安定させることを奨励した。「健全・国家観念・秩序・公共心・自己犠牲・勤勉・修養」などの押しつけがましい文言に満ち満ちたこの「民力涵養運動」を国民がどう受け止めたかは想像に難くない。大衆パワーの勃興、デモクラシー思想の高まりに対抗するために、この「運動」理念に沿って、政府は地域社会秩序の改編、国民思想の普及、生活の改善、労使関係・地主小作関係の調整などの具体策を実施した。この「運動」は、米騒動後の民衆統治、治安維持を目的として、国民を精神面で陶冶することによって、民心を安定させ新たな秩序をうち立てようとした社会政策であった。もちろん、政策立案側の念頭にあったのは社会統治であり、そのための社会秩序の安定を目指して、国民生活に口うるさく介入したのである。

小村の趣意書によって、国民文芸会の理念は「民力涵養運動」と強く結びついていることが図らずも露呈されてしまったのだと言えるであろう。社会の耳目も、国民文芸会とは政府・内務省の具なのではないのかということに集中し、そのことを憂えている。

いわゆる政治家が文芸家に接近することは、<…>政治家の心持に<…>世間の人間の腹の底がようよう薄気味悪くなってきかかったというのが事実であろう。自分の周囲の世間の人間といったの雰囲気はどこか今までとは違ってきたのを感じてきて、なんとなく不安心なような、今までのままではどうも堅苦しくぎこちないような心持ちがしてきたというわけであろう。<…>官吏や政治家などの方面が、<…>その気流の変化に際して、やはり最も彼らにとって厄介な、自分たちだけで始末することのできないものは、思想ないし文芸の方面である<…>。彼らはその方面で、ともかくあり合わせのものの中から自分らの自由になり易そうなエージェントを組織して何ごとかをさせようとするのは、彼らとしては当然の成り行きでもであろう。<…>文芸方面の人々は、<…>政治家や官吏をして、真に人間らしくならしめなくてはならぬ。

(片上伸、「官吏、政治家、及び文芸家」、『我等』第1巻第8号(大正8年6月1日)、1919年、pp. 30-32。下線強調は引用者による。本論考中の以下の引用文においても同様)

片上^{のぶる}伸(1884-1928)は、早稲田大学卒業の評論家、ロシア文学者であり、島村抱月(1871-1918)主宰の雑誌『早稲田文学』の記者となり、プロレタリア文学興隆期に啓蒙的文芸評論で活躍した人物である。彼が、官僚や政治家など政権側の人間が薄気味悪く思い不安感を抱いていると指摘している、「世間全体の雰囲気・気流の変化」は、1918年・大正7年の米騒動で一気に爆発した感のある、民衆パワー、および、「大正デモクラシー」と後世称され

るような、デモクラティックな社会の雰囲気を目指している。すり寄って来た政権側の人間を「真に人間らしく」してやるのが、国民文芸会の文芸関係者の使命だと述べている。それにしても、片上の姿勢は、あまりにのんびりし過ぎて、切迫感に欠けている。

この時期、正鵠を射た危惧を表明している者もいた。

国民の精神生活の自由発達に対する直接の障害物として、<…>為政者が時として巧妙なる手段を用いて、表面上一応有利なる動機に出ずるが如きふうを装い、実は隠微の間に国民の思想、道徳、風俗、娯楽などの如きものの上に一種の勢力を及ぼし、果ては学術、文学、芸術の方面においても、彼らが希望するとおりの傾向を作らんと腐心するにいたる危険を指して言うのである。

<…>我らの極力反対せんとするのは、官僚の支配欲擁護のための社会政策なり、国家社会主義なりである。<…>

<…>国家がその権力によって、国家機関を通して、直接的行動をもって国民の思想、学術、芸術の上に干渉を加えることの非なることは言うまでもないが、その他のいままし間接的な手段方法によって、隠微の間に種々の計策をめぐらし国民の思想とか、学問とか、芸術とかの上にある傾向を作ろうとするが如きことも多大の弊害の源泉となるべき運命を持っているものである。

(大山郁夫、「原内閣と思想問題」、『我等』第1巻第7号(大正8年5月15日)、1919年、pp. 34-36)

大山郁夫(1880-1955)は、東京専門学校(早稲田大学の前身)卒業後、欧米に留学し、吉野作造(1878-1933)たちと黎明会を結成し、雑誌『我等』を創刊して民本主義を唱えた、社会運動家、政治家である。在野のリベラリストといえる大山は、国民文芸会の方針にきわめて懐疑的である。政権側が国民の思想、文芸に直接手を下して干渉するのは言語道断だが、彼の懸念はそこにはない。そのような事態ならば、彼が憂えるまでもなく一目瞭然に政権側の非が認められるからである。彼が懸念しているのは、「国民の思想、道徳、風俗、娯楽〔硬軟とりまぜた国民生活全般に観察対象が及んでいる〕」に知らず知らずのうちに、しかも国民のためにそうするのだといった態度を装って国家が影響力を及ぼし、国家に望ましい傾向を作り出し、その思うような方向に導いていくことなのである。統治者は、あるいはそれを、「社会政策とか国家社会主義とか」と呼ぶかもしれないが、所詮、統治者の民衆対策であり統治政策なのだ、と看破している。

一般大衆が最も目にする機会の多かったメディア、新聞は、この時期、どのようにこのニュースを扱っていたであろうか。1919年・大正8年4月の国民文芸会披露の会における小村欣一の発言は次のように報じられている：

<…>日本が強大国として将来世界の舞台に雄飛するには従来の形式のみばかりでなく、真に日本人の精神内容を充実せしめなければならん⁵、と冒頭^{まくら}を置いて今回の国民文芸会の運動もその趣旨を貫徹せしめる一助であること、而して事業としては各興行師俳優などと協議の上特別興行を催して内容の立派なる芝居を安価に下級民にも容易に見物せしめる実行方法、<…>脚本検閲をもっと常識あるものに任すことなどの事業を着々実施することなど<…>

(『読売新聞』、大正8年(1919年)4月22日)

<…>〔国民文芸会の活動計画には〕才能があつて世に知られぬ作家や、俳優を養成したり奨励したりすること、脚本の新作ならびに適当な脚本の推薦、子どもないし労働者のための娯楽、機関設立などを数え、文芸芸術によって日本現代の社会を指導しようというは、なかなかえらい抱負のものである。

(『朝日新聞』、大正8年(1919年)4月22日)

それぞれ濃淡はあるが、上述の大山の抱く危惧を新聞も共有している。「真に日本人の精神内容を充実せしめなければならん、と冒頭^{まくら}を置いて今回の国民文芸会の運動もその趣旨を貫徹せしめる一助である」；「文芸芸術によって日本現代の社会を指導しようというは、なかなかえらい抱負のもの」とは、いかにもこのメディアらしい皮肉の効いた表現である。

国民文芸会という官僚と芸術家からなる会が出来上がったが、その肝心元〔勸進元〕は今度神奈川内務部長に転じた大島前警視庁官房主事で、例の「国民思想統一」の芝居が受けなかったため看板を書き換えて現れた狂言だ。

(『朝日新聞』、大正8年(1919年)4月28日)

朝日新聞のこの記事は、神奈川内務部長という一見この会とは無縁な存在に思える大島直道なる人物が発起人に加わっている理由を明らかにしている。「国民思想統一」⁶という内務省あるいは警視庁主導の国民思想誘導・締めつけ政策の責任者の一人が大島だったのだ。「国民思想統一」の芝居が受けなかった」とこの記事の言うとおりに、その政策はうまく行かなかったものと思われる。そして、「〔前作が受けなかったため〕看板を書き換えて現れた狂言」が「国民文芸会」だと本記事は述べる。先に見た小村欣一の会発足趣意発言とともに、この報道によって会の性格がかなりはっきりと分かるのではないだろうか。大山郁夫の危惧するとおり、「国民思想統一」政策のような「民力涵養運動」支援機能・国民思想陶冶政策を、一見それと悟られぬようにカムフラージュしたものを「国民文芸会」は含んでいるのだ。

国家のためといい、芸術のためという理想から生まれ出た国民文芸会も国家のためとい
う一枚看板におっかぶされてしまい、尊い芸術も官僚の踏み台に汚されてしまうのじゃな
いかと、野次連が頭痛を病んでいるのには目もくれず、発起者は順序を追って実現に努め
ている。帝劇や歌舞伎座を開放すると同じような格で、立派な芸術を安く下級の者にも見
せてくれるというのであるから、発起者側の骨折しも並大抵ではあるまい。<…>「一部の
人士が杞憂するように芸術が官僚の踏み台にされるなぞのことは絶対でない、<…>」と小
山内氏は抱負を語っていた。

（『読売新聞』、大正8年（1919年）4月28日）

本記事は、国民文芸会が俳優を招待して行われた懇談会の様子についての報道である。砕けた口調の文体で書かれている引用部分前半部のことをこそ、大山郁夫も案じていたのである。このような観測が「読売新聞」という一大メディアに登場していることは、それが単に一新聞記者の杞憂にとどまるものでなく、ここに記されている不安を国民＝大衆一般も等しく共有していたのだと考えてよいであろう。

この記事には、もう一つ注目すべき点がある。発起人の一人である小山内薫（1881-1928）の上のような危惧に対する反論である。会に参加している文芸関係者は政治家や官僚といった統治者側の人間に利用されているだけなのではないかという、一般に広まっている不安に対し「それは杞憂だ」と小山内が述べたというのである。本稿でここまで見てきたように、国民文芸会と「民力涵養運動」は浅からぬ関係にあることは明らかである。そのような状況分析を踏まえて記者はこの記事を書いているのである。記者は、この日小山内の述べた内容では、「芸術が政治の踏み台にされる」のではないか、という危惧を払拭できなかったのである。だからこそ、この記者は「と小山内氏は抱負を語っていた」という冷めた目で、小山内発言があったという事実のみを伝えているのであろう。

また、記事自体はデマ報道なのであるが、一般大衆が国民文芸会をどのように見ていたかを感じさせる記事がある：

「脚本家招待会の噂」

〔国民文芸会の〕理事諸氏は今月〔1919年5月〕の帝劇の古典劇「呪^{のろい}」で近衛の仕官が教主の娘を刺し殺すのは弑虐罪を教えるものだとしてこれを改めさせ、侍従長の娘をその教主の娘に殺させるのは残酷だといってこれまた侍従長の姪ということに改めさせるなど、大いに忠君愛国主義をまず鼓吹したそうだ。

（『読売新聞』、大正8年（1919年）5月13日）

マスコミの、いい加減な情報源から得た情報に基づいてのニュースである。「噂」と記事に

謳ってあり、「伝聞体」の文面なので、構わなかろうとでも思ったのか、いかにも悪意に満ちた報道である。このでたらめ報道には、すぐに国民文芸会側から反論記事が出された。

どなたが、どこからお聞きになってああいうことをお書きになったのか知りませんが、われわれの会ではいまだかつて「呪」という芝居について何のことも言った覚えがありません。我々の会はもう少し真面目でそうして多忙です。どうぞ我々の会を、我々をお信じください。

(『読売新聞』、大正8年(1919年)5月15日)

このような反論記事が、同じ読売新聞に2日後に出るということ自体が、「噂」を冠したものにせよ、先の記事のいい加減さを読売新聞社自身が認めたことになるであろう。

ただここで指摘したいのは、記事のいい加減さではない。この文章が、不特定多数の読者が目にすることを前提として書かれていることを考えると、「国民文芸会は、大いに忠君愛国主義を鼓吹しそうなものだ」という考えがある程度は、一般に広まっていたのではないかとと言えることである。大衆一般に、国民文芸会は、「忠君愛国」といった政府の御用機関に似合いのスローガンを唱えかねないグループだという印象を持たれていたわけである。

文化政策としての国民文芸会の活動——演劇公演時間制限問題・国立劇場設立問題

国民文芸会は、1922年・大正11年、演劇改善の具体的案件である演劇公演時間制限の提言を当局に提出する。その提案は、劇作家協会と協議した結果成ったものであった。この時まで演目によって劇場公演時間は7時間にも8時間にも及んでいたが、それを5時間以内に制限したいというのが、提案のポイントである。興行関係を管轄担当している警視庁は、当事者の利害が複雑に絡んでいるこの問題に消極的で、当初は手をつけることを渋っていた。時間制限に反対したのは、劇場経営者・プロモーターであった。

ことはすんなり進んだわけではなく、最初は「利害関係が複雑な問題に関して、一部の人たちがよいと言っても、立場が異なれば、また違う意見もあるだろう。こういう問題は規則で縛るべきでなく、利害関係者で調整をはかって結論を出すべきだ」と及び腰だった警視総監を、「公演時間を制限することが多数意見ならば、調査に取りかかろう」と考えを改めるまでに、国民文芸会と劇作家協会の演劇改善実行委員が説得したのであった。小村欣一理事自らが、警視総監を訪れ説得したようである。それがこの年の8月初旬のことなのだが、最終的に時間制限が実行されるのは、翌1923年・大正12年の1月のことであった。警視庁の「新庁令」発令によって、公演時間制限が実現したのであった。警察権が発動され、公的強制力

の手助けがあって初めて、この懸案事項が解決を見たのである。国民文芸会は、劇場経営者・プロモーター側との利害調整に異常なほど時間がかかった上に、話し合いによつての合意を達成できなかったのである。国民文芸会は説得に失敗したのであり、両者は実務協議レベルでは決裂してしまつたのである。曲がりなりにも、この問題が一応の解決を見たのは、国民文芸会に内務省出身官僚が所属していて、床次内務大臣という後ろ盾がついていたからこそである。このことを読売新聞は次のように伝えている：

「国立劇場の建設と独立の文芸局を設置の運動具体化。劇作家協会に国民文芸会が参加」
演劇改善の新庁令がいよいよ実施されることになつた。同時に、警視庁では劇研究会を設けて臨検の係官に劇に対する一般的知識を授けることとなつたなど、演劇に対する新しい社会的機運がますます動いてきた。この際進んでいっそう根本的に演劇の改善を図るために国立劇場を設立したらということは過日〔昨1922年12月8日〕警視総監邸での演劇改善会議の際にも劇作家協会の人々などの力説したところである。いよいよ劇作家協会ではこの国立劇場の建設及び文部省内に独立の文芸局を設置することを<…>協議することになつたという。それについては国民文芸会でもかねて提案していることなので同会でもともにその運動に参加することになつた。

（『読売新聞』、大正12年（1923年）1月28日）

ここで注目すべきは、突如として浮上してきた国立劇場建設案である。これは、警視総監邸で公演時間短縮について話し合われたときに、提案された案件であるという。文部省に独立の文芸局を設置するという案件とともに、国民文芸会の次の目標として日程に上つてきたと報じられている。この2つの案件は、最初に報じられている「警視庁では劇研究会を設けて臨検の係官に劇に対する一般的知識を授けることとなつた」というニュースとは性質が異なる。警視庁が劇研究会を設けるということは、警視庁内部のことで、組織内改変である。だが、「国立劇場を建設する」ことは、関連諸官庁（内務省、文部省、大蔵省など）と折衝し調整し合意を取りつけることが必要であり、なにより国家予算が不可欠な案件である。「文部省に独立の文芸局を設置する」ことは、文部省専権事項であるので、文部省に働きかけ説得し、その了承を取りつけることを必要とする案件である。報道ではあっさり書かれていて、読みすごしてしまいがちであるが、この2つの案件は、政府の政策の領域に足を踏み込む問題である。国家の「文化政策」に関わる問題である。

国立劇場建設について、国民文芸会側からは、次のような発言がなされている：

<…>元来ほんとうの演劇というものは決して営利的に成功するものではないと思われる。すなわち国家か富豪かあるいは同好者の団体というものの特別保護に待たなければな

らない。そこで現在我々が国家の政治組織のもとに生きている以上、国家の保護による劇場が最も確実な経済基礎を持ちうると思うのである。ある人は国家の経営による劇場が現れると、あるいは国家の政策の宣伝に使われたりしやすいかと言う。しかし、国家の保護のもとにあっても、それを運用する人々がしっかりしていたならば、そう言って心配はないであろうと思われる。また、もし仮にさような場合が来たならば、芸術家の世論に訴えて堂々とこれを責めることもできる。要するに問題は国立劇場の可否でなくして、それを使っていく人の如何によりはしないかと思うのである。

(長田秀雄、「演劇改善について」、『早稲田文学』大正12年(1923年)4月号、p. 15)

長田は、国民文芸会発起人の一人であり、理事を務めている文学者である。彼のこの意見が「国民文芸会」としての公式見解というわけではないが、「会」の中枢にいる彼のこの考えが、「会」全体の考え方を集約したものだと考えて間違いない。引用の前半部分で「国立劇場建設問題」に関して彼の述べていることは、正論である。今現在でも、彼の演劇公演経営についての認識は、じゅうぶん通用する。演劇公演は本来経営することがきわめて困難であり、利益を生み出すことはまず不可能であろうというのが彼の認識である。だからこそ、国家の保護を得て、つまり国家予算から公的資金の援助を受けて、演劇公演活動をしていこうというのが長田の考えなのである。理想論だけでは現実世界で立ち行かないことは、もう一人の理事、田中純も会発足時に既に述べていた：

今の劇壇の状態は、こうした理想的な論議を超越した存在であり、何人の手によってもほとんど不可能に見えるほどに、その現状打破の可能性から遠ざかっている。〈…〉我々のする仕事に対する他人の〈…〉理想的な議論や非難は、他人から言われなくても、我々自身が既に百も千も承知している。承知していて、しかもむやみに理想論を振り回さないのは、劇界の現状が理想論だけではどうにもならないことを知っているからである。それは、あの島村抱月先生ほどの人でも、その半生の努力によってようやくあの不完全な芸術座の事業を購いえたという痛ましい事実によっても、容易に見当をつけることができるはずである。

(田中純、「小劇場運動と劇壇のデモクラシイ」、『新潮』大正8年(1919年)7月号、pp. 26-27)

変えなくてはならないとだれしものが認めている演劇界の現状は、八方ふさがりで手の施しようがない。田中は、この前年に道半ばで逝ってしまった島村抱月(1871-1918)の活動を思い出しつつやや悲観的に現状認識を述べている。このような現実に対する国民文芸会の解答の一つが「国立劇場設立」なのである。原則的に経営困難であるから、演劇公演活動・劇場

経営に公的資金を注入するという発想は、既に「政策」であり、公的資金の分配・予算獲得を想定した公権力側の視点に立った解決方法である。

実はこの時期、独自の観点から文化政策的な提言をし、また文化事業を実践している人物がいた。阪急電鉄・阪急百貨店・東宝の創業者として知られる小林一三（1873-1957）である。経営が危機に瀕し将来性がないと言われていた箕面有馬電気軌道（後の阪急電鉄）をみごとに蘇らせ発展させた大実業家である。鉄道の通り道に過ぎなかった沿線の土地を活用し沿線宅地開発を行い、日本で初めて分譲住宅ローン販売（それまではそのような販売形態もローン支払いも存在しなかった）を行い成功を収めた。さらに動物園、宝塚大浴場（健康ランド、スパ施設）、宝塚歌劇団を創設し、1929年ターミナル駅に結合したデパート（このアイデアも小林の独創的発想であった）の嚆矢となる阪急百貨店を創立した。その後、ホテル経営、娯楽産業にも手を広げた。

小林は、ビジネス経営に見られるその柔軟でユニークな発想を文化事業面でも実践していった。宝塚大浴場の付属劇団に過ぎなかった宝塚少女歌劇を世界的に名の知られる芸術家集団に育て上げた手腕に彼の思想が反映している。宝塚少女歌劇は、本場から直輸入したオペラではなく、一般の人たちが身の丈で楽しむことのできる大衆芸術娯楽路線を追求した。小林は、だれもが気軽に訪れることができ、家族そろって楽しむことのできる廉価な大衆娯楽芸術を提供したのである。彼は、一般大衆が日常の場を離れて、家族で楽しむことのできる健全な都市娯楽空間を作り上げたのであった。その娯楽空間（宝塚エリア、日比谷・丸の内ビジネスセンター有楽街、江東楽天地など）は、新しい都市娯楽様式のプロトタイプとなった。それまでの都市における大衆娯楽の様式を大きく変え、それを定着させたのである。今ではごく日常的な風景となっている娯楽施設は、小林の独創的な発想に負うところが大きい。彼のユニークなところは、鉄道事業やデパート経営と同様に、文化事業・娯楽事業にあっても、「お客本位に安く売る」をモットーにした薄利多売戦略を打ち出したことにある。大衆本位のこのような姿勢とともに、小林は、劇場経営の合理化を徹底的に図ったのであり、文化事業たる劇場経営も通常のビジネスとして営利追求に努めたのであった。小林は、その著書『日本歌劇概論』（小林一三、宝塚少女歌劇団、1925年、pp. 88-97）の中で国民文芸会に意見を述べている。小林の文化事業経営観と国民文芸会との対比も興味深いものがあるが、本論考テーマの枠を超えてしまうので後日に譲りたい。

「国民文芸会」は演劇革新を旗印としていた私的団体であり、特に公権力による裏づけは得ていなかった。とはいえ、その構成要員を見れば、公式のとは言えないまでも、床次内相の（あるいは、彼がその側近中の側近であった原敬首相の）文化政策全般にわたる私的諮問機関であつたらうことが窺える。会に批判的な文学者、秋田雨雀（1883-1962）の次のような意見は、同じ不安な気持ちを抱いていた国民の気持ちを代弁している：

国民文芸会の小村氏や理事側の人々の言われるところでは、床次氏も小村氏もないしは大島氏も、決して官吏として同会に入っているのではないということであったが、それはただ言うことができるだけで、実際の性質においてはなんらの相違がないことになる。床次氏や小村氏が日本の芸術のために、あるいは広く思想界のために官職を捨てて来られたとでもいうならば、これはまったく別問題である。

(秋田雨雀、「国民文芸会と日本演劇の諸問題」、『新潮』大正8年(1919年)7月号、p. 32)

秋田の言うとおりで、床次は私人として会の相談役に就任したのでなく、内務大臣という肩書きを持ってであり、小村も外務官僚のまま、大島も神奈川内務部長のまま会に参加したのである。だが、このことは言わば「諸刃の剣」であり、彼らの存在があればこそ、まさに、「国民文芸会」の提言は国の文化政策として見なすことができるし、また重用されるのである。そして、先の長田論文に見られる、国民文芸会の「国立劇場設立」案は、政府側もある程度了解していたことであろう。演劇活動維持のための公的資金援助とは、「国家予算の分配」を受けることである。予算獲得のためのなんらの根回しもなく、国民文芸会が、ただやみ雲に「国立劇場設立」を言い出したとは考えにくい。国家から公的資金の援助を仰いで演劇活動を行なうと、劇壇に国家の担当機関（警察など）の介入を許すことになり、自由な舞台活動ができなくなるのではないか、というのが反対者の危惧である。そのような危惧は会の結成当初から芸術関係者にもたれていて、本論考でも既に見た通りである。官僚や政治家が、思想、文芸分野の時代潮流の変化に対処すべく、何ごとかをさせようという心積もりで、文芸関係者の中から「自分らの自由になり易そうなエージェンツを組織」したのが国民文芸会であり、彼らは政府の政策宣伝の片棒を担ぐ結果となり、みごと利用されるだけで終わってしまうのではないか、という危惧である。

秋田雨雀や、先に大山郁夫が心配していたのは、政権側の露骨な介入でなく、もっとひそやかに、一見それと分からないような方法で干渉されるのではないか、ということであったろう。そこまで見すえ、憂えている彼らに言わせれば、長田の「世論に訴えて堂々とこれを責めることもできる」という発言は、甘すぎるだろうし、また、そんな長田たちに、骨の髄まで政権側の人間である床次内相なり大島直道神奈川内務部長なりと対峙させるのは不安で堪らなかつたであろう。秋田は、次のように国立劇場設立に反対している：

国立劇場提唱及び請願という提案が、国民文芸会及び劇作家協会員の有志によって提議された。〈…〉国立劇場の設立請願提案者は、その理由として、〈…〉「いい芝居」を「安く一般人」にみせられるというのである。〈…〉いったい、いい芝居とはどんなものか？今日の政府が設立して、今日の作者によって創作され、今日の俳優によって演ぜられる芝居が、今日より特別にいい芝居になろうとはどうして考えられるだろう？今日の国家によっ

て経営さるべき劇場で演ぜられる芝居が今までよりいっそう自由にいっそう芸術的であるとはどんな政府の謳歌者だって考えはしないだろう。たびたび論じたように私たちは今日劇場における資本主義の臭いに苦しんでいる人間であるが、その臭いにさらに官僚の臭いの加わったものの堪らなさは、今から考えてもぞっとするほどだ。

(秋田雨雀、「国立劇場設立請願に反対す」、『読売新聞』大正12年(1923年)2月1日)

骨のある在野の文学者、秋田の言は拝聴するに値する。皮肉な文言を並べ立てているが、彼の危惧は的を射ているように思える。新聞報道は、秋田の不安に追隨している。そのことは、国民の不安感を代弁していることになるであろう：

国立劇場の問題はその後引き続き国民文芸会や劇作家協会の人々によって計画されている。これについては劇作家協会の内部の人々にも反対意見を持っている人があるように、一般の人々からもそれができたところで果たしていい芝居が見られるかどうか、なるほど興行本位でないだけに、安くは見られようがその代わり民力涵養劇みたいなものばかり見せられたらそれこそ閉口⁸とだいふ反対意見の人が多い。

(『読売新聞』、大正12年(1923年)2月21日)

国民文芸会理事・小村欣一は、国立劇場案について、上のような国民の不安感や危惧を払拭すべく、将来の国立劇場経営形態という具体的なところまで踏み込んで発言している：

自分たちも国立劇場だというのでこれをすべてお役人の手にまかせることは全然不賛成なので、ただ政府からは50万円⁹の経費を出してもらっただけですべては委員制にし、その委員にはなるべくいろいろな方面から人を選んでその委員によってすべてのことを行いお役人の干渉は一切受けなくてやっていくようにしたい。そしてこの委員は3年間で代わるようにしてやって行ったらどうか。それらの具体的制度については十分研究しなければならないと思うが、フランスの国立劇場などもこの委員制度でやっているようだし、とにかく制度さえよければ必ず理想的なものができると思っている。

(『読売新聞』、大正12年(1923年)2月21日)

国立劇場設立案とほぼ同時期に、上演脚本検閲改善問題も国民文芸会の具体的日程に上ってきていた。会設立当初からこの検閲改善問題は、会の活動方針に組み込まれてもいたし、また文学者からも要請が多かった。この問題が日の目を見るのは、会結成後4年が経過した1923年・大正12年6月のことである。国民文芸会と劇作家協会の提案を受け、警視庁は諮問制度を採用することとし、上演脚本検閲諮問委員会を警視総監責任のもと選出することに

なった。演劇改善問題全般は、国民文芸会と劇作家協会が協力して当たることになっている。警視庁側に諮問委員の選出を要請されたので、国民文芸会では委員を選出したが、劇作家協会のほうは諮問委員選出そのもので紛糾してしまう。「脚本検閲諮問会の組織・権限が明瞭でないので諮問委員を選出できない」というのがその理由だった。

「検閲問題行き悩み」

演劇改善中の最重要事項たる脚本検閲問題は、曲折を経て諮問制度採用というところまで進んだが、諮問委員の人選という一条で、劇作家協会と劇場側がその人選を見合わせたため一頓挫を来し、国民文芸会の案のみが警視庁に保留という形になったまま停滞をしている。劇作家側にとっては最も緊要の事項としてその希望も大きいだけにこの解決は困難であるが、この分ではこの制度は結局実施に至らず握りつぶしになりはしまいかと観測されている。

(『読売新聞』、大正12年(1923年)8月1日)

「演劇改善中の最重要事項たる脚本検閲問題」は、この時点ですでに2ヵ月間もたなごらしの憂き目を見ている。新聞報道の危惧は的中してしまうのである。なんとも不運なことに、この記事のちょうど1ヵ月後1923年9月1日に「関東大震災」が起り、首都は壊滅状態となり、この脚本検閲問題も、国立劇場設立問題も雲散霧消してしまうのである。国民文芸会は震災後、特に文芸関係者に対象を絞った救援活動を政府に働きかけ、また具体的な活動の場の提供についての提案をするなどし、会は存続し、その活動も続けられた。「関東大震災」後の国民文芸会の活動については、稿を改めて論じることとしたい。

注

- 1 日本が産業革命の時代に入った明治末期以来、慢性的に米は不足気味だった。第一次世界大戦好景気により諸物価は高騰していたが、物価上昇に賃金上昇が追いつかず、実質賃金は下がっていた。米価は1917年・大正6年末から上昇していて、シベリア出兵が宣言された1918年・大正7年8月以降は、さらに急騰し3倍近くに跳ね上がった。米は当時投機の対象だったので、価格高騰に目をつけた投機家・米商人が米を買い占め、売り惜しみをしたことが、米価急騰の直接の原因だった。明らかに人為的に価格が操作されたために高騰したのだ、といえる。
- 2 鈴木商店は、1874年・明治7年頃、鈴木岩治郎が創業し、その死後、妻や番頭らが発展させた商事会社である。後藤新平と結びついて、台湾で砂糖・樟脳生産を行って成功を収めた。日露戦争、第一次世界大戦中に投機的な経営を展開し、巨大企業に発展した。だが、1920年・大正9年、戦後恐慌で打撃を受け業績は落ち目になり、1927年・昭和2年の金融恐慌で破産した。現在も活躍

している元鈴木商店系企業は、日商岩井、帝人、神戸製鋼などである。

- 3 本誌所載の演劇合評が著名である。東京の各劇場で行われる公演を批評した毎月の合評座談会である。1918年・大正7年9月から1925年・大正14年4月まで62回開かれ、国民文芸会の理事である岡鬼太郎、小山内薫、久保田万太郎のほか、伊原青々園、永井荷風などが合評のメンバーだった。
- 4 本論考において、大正時代の新聞、雑誌およびその他の文献から引用する場合、引用個所の漢字、仮名遣いは、読みやすく書き改めたことを断っておく。
- 5 このあたりの「日本が強大国として将来世界の舞台に雄飛する」とか「真に日本人の精神内容を充実せしめ」という文言にも「民力涵養運動」との関連が色濃く見うけられる。
- 6 先に見た「民力涵養運動」の「国民思想の普及」のことをいうかと思われる。
- 7 拙論考「島村抱月の「二元の道」」は、批判的な視点から述べられることの多い島村抱月の芸術座経営の実践に新たな光を投げかけ、再考を試みた（『ロシア文化の森へ——比較文化の総合研究 第2集』、柳富子編著、ナグ出版センター、2006年、pp. 558-72）。また、抱月の劇団経営理論の分析、および現実世界における彼の奮闘振りについては、拙論考「島村抱月の通俗演劇論」（『東京藝術大学音楽学部紀要第34集』、2009年・平成21年3月、pp. 39-57）および「大衆の時代の演劇—島村抱月と小山内薫の民衆芸術観—」（『東京藝術大学音楽学部紀要第35集』、2010年・平成22年3月、pp. 43-58）を参照されたい。
- 8 国民文芸会と「民力涵養運動」との結びつきはかなり強いと一般大衆は思っていた。この記事はその現れである。既出の引用文からも窺えるであろうが、国民文芸会が国立劇場を話題にすれば、「民力涵養」劇か？と疑いの目を向けられほどに両者は近しく思われていたのである。
- 9 この当時およそ1円で米が10kg買えたそうである。これを現在の価格に換算すると1円=4000円と考えられる。当時の50万円は、現在の貨幣価値では20億円に相当する。

The “*Kokumin Bungei Kai* (National Literature and Arts Society)” as a cultural policy-maker

KIMURA Atsuo

The “*Kokumin Bungei Kai* (National Literature and Arts Society)” was organized in 1919 right after World War I, the members of which were the writers, the politicians, the bureaucrats, the business men and the officers, including the famous stage director Kaoru Osanai (1881-1928) and the then Minister for Home Affairs Takejiro Tokonami (1866-1935) who was a tactical politician.

The 1910s and 1920s can be called as the decades of the general public in Japan. About that time the public began to be recognized as a social stratum for the first time in the long history and the general public class began its rise to power. In such a social background the *Kokumin Bungei Kai* Society was formed to improve and democratize Japanese promoting system in the theatrical world then full of old abuses. The society actively functioned under the slogan “To liberate the theaters and make them open to the general public”.

The *Kokumin Bungei Kai* Society had more than 220 influential persons in various fields as its members, among whom the then Home Minister Tokonami was the adviser to it. This fact means that the *Kokumin Bungei Kai* Society had an influence in the government’s policy-making in the field of culture to a certain extent. Indeed, the Society was not a government organization. However, the proposals produced and announced by the society were taken as ones worth discussing eagerly. In this sense, the society functioned as the cultural policy-maker. Some of the society’s proposals were realized as the government’s cultural policy: limiting the theater hours up to 5 hours; restricting the children less than 6 years of age from going to the theaters. These proposals were realized as the Metropolitan Police Department ordinance. Before this ordinance was in force, some plays were performed for 7-8 hours long! It’s not bad you can enjoy the plays for less than 5 hours without being irritated by the small children’s cries and high-pitched voices. But does this really help “liberating the theaters and making them open to the general public”?

The reason why the government acted so favorably to the *Kokumin Bungei Kai* Society was that it had the influential politicians and bureaucrats as its members, which played the role of a double-edged sword. 8 out of 13 founding members of the society were the writers, who knew nothing of the political tactics. Some people feared that the naïve, innocent writers would be

made use of, serving as a billboard of the government's propaganda: the well-planned propaganda against the general public class the rising of which the government worried about. These people's fears did not come true. On September 1st, 1923, the Great Kanto Earthquake struck the Metropolitan area and crushed everything including the *Kokumin Bungei Kai* Society.